

令和 7 年 3 月 27 日 (木)

令和 7 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

# 会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合



# 令和 7 年第 1 回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和 7 年 3 月 27 日（木） 〕  
午後 1 時 30 分 開 議

- |      |           |                                               |
|------|-----------|-----------------------------------------------|
| 第 1  |           | 会期決定について                                      |
| 第 2  | 選 挙 第 1 号 | 副議長選挙について                                     |
| 第 3  | 報 告 第 1 号 | 専決処分の報告について                                   |
| 第 4  | 議 案 第 1 号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 5  | 議 案 第 2 号 | 岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定について                     |
| 第 6  | 議 案 第 3 号 | 令和 7 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算                    |
| 第 7  | 議 案 第 4 号 | 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて                       |
| 追加日程 |           |                                               |
| 第 8  |           | 一般質問                                          |

出席議員（14名）

|     |     |     |     |       |     |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 1番  | 井 舍 | 英 生 | 2番  | 海 老 原 | 友 子 |
| 3番  | 河 合 | 達 雄 | 4番  | 来 原   | 佳 一 |
| 5番  | 小 西 | 拓 慎 | 6番  | 友 永   | 修   |
| 7番  | 西 田 | 武 史 | 8番  | 藤 原   | 豊 和 |
| 9番  | 出 原 | 秀 昭 | 10番 | 中 川   | 剛   |
| 11番 | 中 西 | 真知子 | 12番 | 南 野   | 敬 介 |
| 13番 | 蓮 池 | 陽 佑 | 14番 | 前 園   | 隆 博 |

欠席議員（なし）

---

出席議事説明員

|          |   |   |     |             |   |   |   |   |  |
|----------|---|---|-----|-------------|---|---|---|---|--|
| 管理者職務代理者 |   |   |     |             |   |   |   |   |  |
| 副 管 理 者  | 酒 | 井 | 了   |             |   |   |   |   |  |
| 事 務 局 長  | 福 | 村 | 勲   | 事 務 局 次 長   | 守 | 行 | 英 | 樹 |  |
| 総 務 課 長  | 河 | 合 | 幸 代 | 環 境 技 術 課 長 | 太 | 田 | 健 | 一 |  |

午後 1 時30分開会

○南野敬介議長

ただいまから令和 7 年第 1 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○南野敬介議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

まず初めに、岸和田市議会から新たに組合議員が選出されましたので、議席番号と氏名を事務局長から朗読させます。事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、議席番号とお名前を申し上げます。

1 番、井舎英生議員。2 番、海老原友子議員。

3 番、河合達雄議員。4 番、来原佳一議員。5 番、小西拓植議員。6 番、友永 修議員。7 番、西田 武史議員。8 番、藤原豊和議員。

以上でございます。

○南野敬介議長

ただいま朗読しましたとおり議席を指定いたしまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、議席はただいま朗読しましたとおり決定いたしました。

議席が決定いたしましたので、岸和田市の議員の皆様は、お手数ではございますが、お手元に重ねて置いてありますプレートを上下逆に入れ替えていただき、議席番号の表示のあるプレートを上になるようにしていただきますようお願い申し上げます。

次に、本日の会議録署名者は、清掃施設組合議会会議規則第107条の規定により、私から、8 番、藤原豊和議員、9 番、出原秀昭議員を指名いたし

ます。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

次に、令和 6 年10月分から令和 7 年 1 月分までの 4 か月分の例月出納検査結果報告につきまして、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりでございます。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ないようですので、本報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の 1 日にしたいと思いをます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は 1 日に決定いたしました。

次に、日程第 2、選挙第 1 号副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いをます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、議長において

指名することに決しました。

副議長に海老原友子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました海老原友子議員を副議長の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、海老原友子議員が副議長に当選されました。

副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

海老原副議長。

○海老原友子副議長

発言のお許しを頂きましたので、自席からではございますが、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様方のご推挙によりまして副議長という要職に就かせていただくことになり、改めてその重責に身が引き締まる思いでございます。

さて、廃棄物行政におきまして、適正処理とともにごみの減量化を推進し、より一層の環境負荷の軽減に向けた施策展開が求められているところでございます。

理事者の皆様方には、既成概念にとらわれることなく、時の情勢を踏まえ、両市がより一層の連携を図りながら、3Rの推進、循環型社会のさらなる構築を目指し、中間処理の適正かつ効率的な推進に努めていただきたいと思っているところでございます。

この上は、南野敬介議長とともに、円滑な議会運営と、両市民が安心して暮らせる環境づくりのため努力してまいる所存でございます。

議員、理事者の皆様方の一層のご尽力を頂きますことを心からお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○南野敬介議長

次に、日程第3、報告第1号専決処分の報告についての報告を求めます。酒井 了管理者職務代

理者。

○管理者職務代理者 酒井 了副管理者

ただいま上程の報告第1号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

専決処分第1号の管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、引用する法の条文が繰り下げられたことによる引用条番号ずれを解消するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

専決処分第2号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

以上2件につきましては、地方自治法第180条第1項及び管理者の専決処分事項に関する条例第1条第3号の規定により、専決処分の方途を講じましたので、同法第180条第2項の規定に基づき、議会にご報告申し上げる次第であります。

何とぞよろしくお願いします。

○南野敬介議長

ただいまの報告につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

次に、日程第4、議案第1号岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井 了管理者職務代理者。

○管理者職務代理者 酒井 了副管理者

ただいま上程の議案第1号岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由をご説

明申し上げます。

岸和田市、貝塚市の令和3年第4回定例会において議決いただいた本組合の規約変更に関する協議につきまして、令和4年3月10日付で大阪府知事から、火葬場の設置、管理及び運営に関する事務について、組合で共同処理することと併せて、名称を岸和田市貝塚市広域事務組合と改めることを許可されております。

本規約の施行期日につきましては、大阪府知事の許可のあった日から起算して5年を超えない範囲において、関係市が協議して定めた日から施行すると附則で規定されており、令和7年1月22日に両市の協議により、施行日が令和8年4月1日となりました。このことにより、令和8年4月1日より、組合の名称を岸和田市貝塚市清掃施設組合から岸和田市貝塚市広域事務組合に改めることに伴い、この規約の施行の際、現に施行されている条例の題名及び本則中等の字句について、所要の整理を行おうとするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○南野敬介議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の

とおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者職務代理者。

○管理者職務代理者 酒井 了副管理者

ただいま上程の議案第2号岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

火葬場につきましては、令和3年8月18日に両市と本組合で締結しました斎場の広域連携化に係る基本合意書により、火葬場の維持管理・運営事務については、本組合が行うこととなっておりますことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○南野敬介議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、議案第2号岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。

第1条では、この条例制定の趣旨を、第2条では、墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場を設置すること、第3条では、火葬場の名称を岸和田市貝塚市斎場とすることと定めております。

第4条では、火葬場において行う事業について定めており、第5条では、火葬場の維持管理・運営については、指定管理者に行わせることを、第6条では、指定管理者が行う業務について定めております。

第7条では、開場時間について、第8条では、休場日について定めております。

第9条から第11条では、火葬炉等を使用すると

きにはあらかじめ使用許可を受けなければならないこと、待合室等の施設や動物炉を使用できる者の条件について、また使用の不許可に該当する事項、使用許可の取消し等に該当する事項について定めております。

第12条から15条では、使用料及び手数料の納付についてとその額は別表に定めること、またその減免及び還付について必要な事項を定めております。

第16条では、使用者等が施設を使用するに当たっての取扱いの注意義務や原状回復義務について、第17条では使用権の譲渡等の禁止を、第18条では、施設等に損害を与えた場合の賠償義務について定めております。

第19条では、火葬場での禁止行為について、第20条では、入場の禁止、退場を命ずる場合等の事項について定めております。

第21条では、委任といたしまして、条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

また、準備行為としまして、第5条の火葬場の維持管理・運営を指定管理者に行わせるに際し、指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続として、指定管理者審査委員会の開催などの行為は、この条例の施行日前においても行うことができること、指定管理者が行う使用許可等に関する業務について必要な準備行為として、予約システムの運用や予約の開始などは施行日前に指定管理者に行わせることができることとしております。

最後に、別表1に火葬区分別の市内、市外の火葬場使用料を定めており、備考としまして、各区分における市内と市外について定めております。

また、別表2に、火葬及び分骨証明書の発行手数料を定めております。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南野敬介議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号令和7年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者職務代理者。

○管理者職務代理者 酒井 了副管理者

ただいま上程の議案第3号令和7年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本組合の令和7年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2,251万9千円で、前年度に比べて12.6%、4億6,192万3千円の増額計上であります。

歳出につきましては、施設長寿命化のため、継続事業として実施しております大規模改修工事を引き続き着実に実施するとともに、構成市から排出される一般廃棄物を、法令を遵守し、環境に配慮しながら、安定的かつ安全に中間処理すること、また令和8年度より本組合で行う火葬場の維持管理・運営に関する事務に関し、必要な準備行為を行うことを目的とした予算としております。

それらを実現するための歳入としては、構成市からの分担金、廃棄物処分手数料や電力売払い収

入などの自己財源のほか、地方債などを可能な限り活用することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○南野敬介議長

次に、詳細説明を求めます。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

それでは、令和7年度一般会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を41億2,251万9千円と定めております。

第2条では債務負担行為、第3条では地方債、第4条では歳出予算の流用について定めております。

次に、詳細について、まずは歳出からご説明いたします。

予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

左ページの第1款第1項第1目議会費に363万8千円の計上で、前年度に比べ5.4%、20万6千円の減少でございます。

これは、右ページ、事業別区分欄上から2番目、議会運営事業、10節需用費、印刷製本費において、令和6年3月定例会から、議員の皆様には製本した会議録の配付からホームページに掲載するよう変更したため減少となっております。

次に、第2款第1項総務費第1目総務管理費に2億6,361万5千円の計上で、前年度に比べ9.2%、2,219万1千円の増加でございます。

詳細につきましては、右ページの事業別区分欄をお願いいたします。

職員給与費2億2,549万1千円は、会計年度任用職員5名を含む施設組合職員27名分の人件費等でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

右ページ、事業別区分欄一番上、総務管理事業1,813万7千円は、組合運営に要する事務経費で、前年度に比べ254万9千円の増加でございます。

これは令和8年4月から処分手数料が改定となるため、排出業者への周知チラシの送付に係る費用の計上により増加しております。

次の電算システム運用事業に741万7千円の計上で、これは事務局内のネットワークやOA機器などのシステム保守、電算機器賃借料などの経費で635万3千円の減少でございます。これはシステムの保守が令和9年8月末まで可能であることが判明したため、システム更新スケジュールを見直し、変更したためでございます。

次のリサイクル啓発事業に128万6千円の計上で、3Rふれあいフェア、3R啓発事業委託料など、啓発事業の運営に必要な経費で2万4千円の減少でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

右ページ、事業別区分欄一番上、情報公開・個人情報保護事業に7万4千円の計上で、情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、その下、新たに指定管理者制度管理事業に11万1千円を計上しております。指定管理者の候補者の選定や指定後の施設の管理状況などについて調査審議を行う指定管理者審査委員会の委員3人の委員報酬及び費用弁償でございます。

その下、こちらも新たに火葬施設管理運営事業に1,109万9千円計上しております。これは、火葬施設が竣工した後、本組合に施設が無償譲渡され、令和8年4月1日の供用開始に向けた準備行為を行うこととなりますので、その間の光熱水費や建物の保険料などでございます。

次に、左ページ、第2目公平委員会費7万3千円、その下、第3目監査委員費15万4千円は、それぞれの委員報酬及び費用弁償で、前年度と同額でございます。

次に、同じく左ページ下段、第2項施設費第1目施設管理費に33億5,667万6千円の計上で、前

年度に比べ11%、3億3,231万9千円の増加でございます。

この増加の主な要因としましては、23ページにございますが、クリーンセンター維持補修事業の増加によるものでございます。

それでは、21ページから、事業別区分欄に沿ってご説明いたします。

ページ下段の施設管理運営事業15億3,825万円は、クリーンセンターの運転管理等に要する経費で、主なものは10節需用費で、焼却プラント関係の薬品などの消耗品に3億803万7千円、電気、下水道等の光熱水費に9,405万4千円、11節役務費で、主に焼却灰の運搬費として通信運搬費に4,991万1千円。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

12節委託料で、工場の運転管理や焼却灰の処分等の施設維持業務委託料に10億1,636万1千円、15節原材料費で、機械、設備の修繕や更新のための部品等に4,591万8千円でございます。

次に、大阪湾圏域広域処理場整備事業1,533万3千円は、大阪湾広域廃棄物処理埋立処分場建設委託料でございます。

次のクリーンセンター維持補修事業18億309万3千円は、定期点検整備工事などの施設維持に要する経費で、主なものは焼却炉、コンベアなどの修繕料として10節需用費に1億7,147万6千円、14節工事請負費が12億6,387万5千円で、これは施設全般に係る定期点検整備4億5,830万円、令和6年度から3年間の継続事業として取り組んでいますクリーンセンター大規模改修工事のリサイクルプラザ棟建物改修事業費1億5,000万円を含むものでございます。

次に、15節の原材料費で、主に定期点検整備などの工事に伴うもので3億5,225万4千円でございます。

次に、ページ下段、第3款第1項公債費は令和6年度末現在の未償還残高見込額50億5,422万9千円に対する償還元金及び利子で、第1目元金が4億6,816万9千円で、前年度に比べ31.7%、1

億1,272万円の増加、第2目利子が2,719万4千円で、前年度に比べ15.8%、510万1千円の減少でございます。

この後ご説明いたしますが、本予算に計上しております令和7年度借入れ予定の組合債5億8,820万円を含めると、令和7年度末の未償還元金は51億7,426万円となる見込みでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

左ページ、第4款第1項第1目予備費は300万円で、前年度と同額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページにお戻りください。

左ページ、第1款第1項分担金第1目組合市分担金が28億2,101万7,000円で、前年度に比べ13.3%、3億3,219万7千円の増加でございます。

両市の分担金は、2割を均等割、8割は人口割によることが定められており、令和2年度国勢調査結果を基に、この割合で算出した構成市分担金及び負担率は、右ページ、説明欄のとおり、岸和田市18億4,607万4千円、65.44%、貝塚市9億7,494万3千円、34.56%でございます。

次に、左ページ、第2款使用料及び手数料第1項使用料第1目総務使用料が152万2千円で、前年度に比べ2.2%、3万4千円の減少でございます。主なものは、右ページ説明欄のとおり、電柱埋設地等使用料及び附属洗車場使用料でございます。

次に、第2款使用料及び手数料第2項手数料第1目焼却手数料は4億808万9千円で、前年度に比べ1.7%、697万円の減少でございます。これは、ごみ搬入量の減少傾向を見込んでおります。

次に、第3款第1項第1目繰越金は1千円で、前年度と同額でございます。

次に、第4款諸収入第1項第1目雑入が3億369万円で、前年度に比べ1.4%、433万円の増加でございます。主に金属類等売却収入及びペットボトルの再商品化合理化拠出金の増加を見込んだものでございます。

次に、第5款第1項組合債第1目清掃施設整備

事業債が5億8,820万円で、前年度に比べ29%、1億3,240万円の増加でございます。

これはごみ処理施設増設事業債の増加によるものでございます。

以上が歳入歳出の説明でございます。

続きまして、予算書の2ページ、3ページに戻ります。ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の総括表でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

予算第2条に定める債務負担行為でございます。これは、財務会計システム更新を公募型プロポーザル方式で実施し、令和7年度から令和13年度までの運用に係る債務負担行為といたしまして、限度額を1,086万7千円、斎場整備運営事業で指定管理者の管理運営状況を確認、検証するモニタリングの支援業務に係る債務負担行為といたしまして、限度額を990万円と定めようとするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

予算第3条に定める地方債でございます。清掃施設整備事業として4億5,320万円、クリーンセンター大規模改修事業として1億3,500万円を限度として定めようとするものでございます。

ただいまの事案も含め継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書並びに給与費明細書につきましては、26ページ以降に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、組合分担金につきましては、現時点では岸和田市の令和7年度一般会計予算が議決されておきませんので、岸和田市の分につきましては、岸和田市議会で可決された後の確定となります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○南野敬介議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。前園議員。

○14番 前園隆博議員

それでは、19ページのリサイクル啓発事業について伺います。

昨年も同種の質問がありましたけども、これは3Rふれあいフェアの関連のもので、それ以外の啓発事業は入っていないというふうな認識でよろしいでしょうか。お伺いします。

○南野敬介議長

河合総務課長。

○河合幸代総務課長

お答えいたします。

リサイクル啓発事業におきましては、3Rフェアの経費、また小学校の社会見学がございますので、そちらの消耗品等、また、夏休みに子供の体験教室をしておりますので、そちらの経費が含まれております。

以上でございます。

○南野敬介議長

14番、前園議員。

○14番 前園隆博議員

昨年、その啓発事業につきましては、3Rフェア以外に検討してほしいという要望がございまして、その当時の答弁で、今後どういった方法がいいか含めて検討していきたいということで、答弁ございました。どのような検討をされましたか。お伺いいたします。

○南野敬介議長

答弁願います。河合課長。

○河合幸代総務課長

お答えいたします。

令和7年度につきましては、3Rフェアについて、先ほど申し上げました事業の実施を予定しております。

以上でございます。

○南野敬介議長

前園議員。

○14番 前園隆博議員

これは昨年もいろいろと意見とか要望あったんですけども、やはり今後、啓発事業については力を入れていくべきだというふうに思いますが、これは各市の担当部署でやるかもしれませんけども、やはりこちらのほうとしましても、何らかの検討

をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。お考えをお伺いします。

○南野敬介議長

河合課長。

○河合幸代総務課長

お答え申し上げます。

両市のほうでも啓発事業というのを行っておりますので、また、両市と組合とで、それぞれ啓発事業としてこういった形でできるか、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

○南野敬介議長

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

質疑が終わったものと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○南野敬介議長

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。酒井了管理者職務代理者。

○管理者職務代理者 酒井 了副管理者

ただいま上程の議案第4号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

公平委員の清原泰司氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同

氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を賜りたくご提案申し上げる次第であります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○南野敬介議長

この際、お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することに決しましてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○南野敬介議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第8、一般質問に入ります。通告がありますので、発言を許します。1番、井舎英生議員。

○1番 井舎英生議員

一般質問をさせていただきます。お時間を頂きたいと思います。

皆様のお手元にこのようなA3サイズの資料がございます。これも含めて質問したいと思います。

実は、このA3サイズの左下に地図が書いてあるんですけれども、岸和田市の隣の忠岡町と、それから和泉市、ちょうど市の境に2つの、南北、北側の忠岡町と南側の和泉市のところに、大型の産業廃棄物を燃やす焼却炉が計画されています。この問題については、昨年の6月ぐらいの大体2回、岸和田市議会でも取り上げまして、市長に何らかの対応を、当時の市長に対応してくれという話をしたんですけれども、行政区が違うから、よそがやることにいろいろ話ができないということ

で、市は何も動かないということで、私が現在動いているんですけども、実は産廃の大型の焼却炉というのは、一番問題は、ダイオキシンが発生しやすいと、高濃度のダイオキシンが発生するということで、そうしますと、この忠岡町からの風に乗ってダイオキシンが岸和田、また貝塚のほうまで流れていくだろうと。それから、和泉エネルギープラザに対しても同じように、岸和田、また貝塚の一部分のほうまで及ぶだろうということになります。

そうしますと、猛毒のダイオキシンですから、濃度が高いと、必ず健康に影響してきます。そういうことでいろいろ調べてみたら、実は岸和田の岸貝クリーンセンターの焼却炉が非常に性能がいいらしいということを大学の研究者の人たちも注目しておりまして、私も調べたところ、確かに低いようなんです。そういうことで今日は、もう一度確認の意味で取り上げまして、この岸和田の焼却炉が、建設当初からそういう低いものを目指して発注していたのか。それで、ダイオキシンの排ガスの測定は今どれぐらいのレベルにあるのかということをもまず教えていただきたいと思います。

○南野敬介議長

答弁願います。福村事務局長。

○福村 勲事務局長

当クリーンセンターの建設時の発注仕様書では、排ガス基準、ダイオキシン類について、0.1ナノグラム－TEQ／ノルマル立米以下となっております。

令和5年度の排ガス測定では、1号炉は0.000004ナノグラム－TEQ／ノルマル立米、2号炉は0.000046ナノグラム－TEQ／ノルマル立米、3号炉は0.000015ナノグラム－TEQ／ノルマル立米となっております。

以上でございます。

○南野敬介議長

井舎議員。

○1番 井舎英生議員

ありがとうございます。

こちらにあるクリーンセンターの焼却炉の形式は、ストーカ式焼却炉といいまして、火格子になっているもので、その上にごみを載せて燃やすということで、現在、忠岡町、また和泉市のほうも同じストーカ式焼却炉、850度で燃やすんですけども、これを比較しますと、今の答弁にありましたように、かなり計画で、また稼働中の焼却炉のダイオキシン濃度よりかなり低いと、こちらのクリーンセンターが、そのように思います。

なぜそのように、こちらのクリーンセンターの焼却炉のダイオキシン濃度が低いのか、この辺についてもうちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、最初から排ガス、ダイオキシン濃度を下げるために、焼却炉の改造とか改良とかこの辺をされたことがあるのか、この辺を教えてください。

○南野敬介議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

これまでにダイオキシンに関して、燃焼室の改造や改良工事は行っておりません。当クリーンセンターの建設に当たりまして、当時では次世代型と呼ばれる並行流式焼却炉を導入いたしました。焼却炉の完成時には、燃焼温度などに関して、実際の燃焼状態を確認しながら、焼却炉に吹き込む空気量などの調整をしております。

以上でございます。

○南野敬介議長

井舎議員。

○1番 井舎英生議員

ありがとうございます。私のこの資料の左上に①②③というふうに、焼却炉のダイオキシン濃度を書いてあるんですけども、①②というのは、メーカーが、これは両方三菱重工のようなんですけれども、ダイオキシン濃度はストーカ式焼却炉①、0.1以下と。それから、現在稼働中が0.01以下ということなので、実際測定できてないので分からないんですけども、現在よりも10倍濃度が

高い炉が計画されているんです。当クリーンセンターからすると、マイナス4乗、マイナス5乗ですから、もう1,000倍以上、非常に低いんです、こちらが1,000分の1ぐらい。だから、この前、1月にも和泉市の環境政策室と会議しまして、岸貝クリーンセンター並みの濃度に下げようように申し入れたんです。

それから煙突が、ここの煙突は100メートルなんですけども、計画中のやつは50メートルで低いんです。すなわち濃い濃度のダイオキシンが希釈されずに地上に流れていくという、非常に困った状況なんで、この改善を和泉市のほうに申し入れて、和泉市のほうは、大栄環境クリーンセンターと協議をして、焼却炉の性能を岸貝クリーンセンターを参考にして、ダイオキシンを抑制してくださいというような要求を先方のほうにも出してもらっているんですけども、それでこちらの焼却炉は、岸貝クリーンセンターは、よく調べてみると、いろんなほかの研究者の方も、井舎さん、岸貝クリーンセンターのやつは非常に性能がいいんですけども、何かやっとうまく運転しているのかどうか、この辺、1回調べてくれませんかというふうなお話が聞いたものですから、その辺の工夫をどうしているのか。まず、ほかの自治体の焼却炉と比べてどの程度いいのか、この辺は分かりますか。

○南野敬介議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

他の自治体と比べてというところですが、大阪府の堺市以南では、堺の東工場で当施設の約4倍、その他は数十倍から数千倍となっております。現在の排ガス基準は平成12年にできましたので、それ以前に建てられた施設の測定結果では、かなり大きな値となっております。

以上でございます。

○南野敬介議長

井舎議員。

○1 番 井舎英生議員

私もそんなにたくさん調べてないんで分かりません。今お聞きしたら、非常にこの周辺の中では大阪市と比べて非常にいいということです。やはり、一番の問題はダイオキシンの濃度が高いと困ると。特に、未来の乳幼児、子供たちをこのダイオキシンから守ってやらなきゃいけない。すなわち、泉州が産廃炉の町になっちゃう。大げさに書いているんですけども、高石から岸和田市が産廃炉の町になってしまうよという、これは警告なんですけども、これをよく考えなきゃいけないと思います。行政がもうちょっとちゃんとやっていただこうと。

地元は、岸和田市も和泉市も改善に向けては動いてくれるようなんですけど、一番大阪府のほうがなかなかそういう認識が薄いような感じで、大阪府のほうにも今現在、申し入れています。

ほんで、私の資料の右下のほうのストーカ式焼却炉、ここのクリーンセンターの、優秀で日本一じゃないかなというふうに思うんですけど、ここにある点線の三角印と右下の丸の囲んであるところは、ある焼却炉の、燃焼室の形がちょっと違うんですけど、この辺で、何かダイオキシンの発生を抑制するような工夫がされている焼却炉だというふうに考えたらいいいんでしょうか。この辺、何か運転とかそんなことについても工夫があるんでしょうか。

○南野敬介議長

福村事務局長。

○福村 勲事務局長

先ほどご答弁させていただきましたように、次世代型と言われる焼却炉を採用したことと、あとダイオキシン類の発生メカニズムの1つとしまして、一酸化炭素と塩化水素の合成によるものと考えられております。当クリーンセンターのダイオキシン類が低く抑えられている1つの要因としましては、その焼却炉の形状で、完全燃焼に迫る形となっておりまして、不完全燃焼では一酸化炭素が発生しますが、当クリーンセンターの排ガス分析による一酸化炭素濃度の値はほぼゼロに近いも

のとなっていることから、ダイオキシン類の発生が抑制されているものと考えております。

以上でございます。

○南野敬介議長

井舎議員。

○1 番 井舎英生議員

ありがとうございます。ここの私の資料の一番左上のほうに大気中の平均濃度、環境省から出ている資料では、1.8のマイナス4乗ぐらいが大気中のダイオキシン濃度らしいんですよ。これと比べると、ここから出ているガスは、大気中と全然変わらないと。すなわち本当にクリーンだというふうに言えると思うんです。だから、これがこの燃焼室の形状が工夫してあると、次世代、並行流式焼却炉というか、そういうことなんだと思うんですけども、こういうのが、全国にこのクリーンセンターと同じタイプのものが全国に広がっていけば、非常に環境に優しい焼却炉ということになるんで、ぜひ、岸貝クリーンセンターの焼却炉は日本一じゃないかというふうに私も感じるんです。これを物凄い宣伝したいなと。すなわち、岸貝クリーンセンターは非常に、本当に名前のとおりクリーンなんだということ。すなわちここからの煙突から出ている、貝塚から岸和田、またもうちょっと先まで流れる、非常にクリーン。これを今後、もうちょっとアピールしたいと思っているんです。すなわちほぼゼロに近いと。だから、こういうことを我々、岸和田市、貝塚市がこのようないい設備を持っているということを今後、宣伝していきたいというふうに思っていますので、また機会あれば、いろんな見学もあると思いますけれども、よろしくご協力ください。これを機会に、私もSNSなんかでアピールして行って、岸和田市民、また貝塚の人たちにも自慢できる設備だよということを再認識していただこうかなと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○南野敬介議長

これをもちまして一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了

いたしました。

各案件につきましては慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和7年第1回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時17分開会

上記会議録の正確なるを証するため、ここに署名する。

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会<br>議 長 南 野 敬 介 |  |
| 同 議 員 藤 原 豊 和                  |  |
| 同 議 員 出 原 秀 昭                  |  |

令和7年第1回組合議会定例会議案

| 議案番号  | 件 名                                           |
|-------|-----------------------------------------------|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について                                   |
| 議案第1号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第2号 | 岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定について                     |
| 議案第3号 | 令和7年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算                      |
| 議案第4号 | 公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて                       |

岸和田市貝塚市清掃施設組合



## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項及び管理者の専決処分事項に関する条例第 1 条第 3 号の規定により別紙のとおり専決処分したから、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により本議会に報告する。

令和 7 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

## 専決処分第 1 号

管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正について

管理者の専決処分事項に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 処分

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

## 管理者の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

管理者の専決処分事項に関する条例（平成22年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第1号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 専決処分第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日処分

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第52条、第53条及び第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第4条 附則第2条及び第3条に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。



## 議案第 1 号

岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴  
う関係条例の整理に関する条例の制定について

岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴う関係条例  
の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めるに伴う関係条例の整理に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岸和田市貝塚市清掃施設組合において現に施行中の条例（以下「既存の条例」という。）の整理について必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「岸和田市貝塚市清掃施設組合」を「岸和田市貝塚市広域事務組合」に改める。

2 前項の規定による既存の条例の改正により、当該条例の内容が不適合となる字句については、同項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例の制定について

岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

## 岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する火葬場を設置する。

### (名称及び位置)

第3条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称       | 位 置             |
|-----------|-----------------|
| 岸和田市貝塚市斎場 | 岸和田市流木町1092番地の1 |

### (事業)

第4条 火葬場においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 火葬場の施設及び設備（以下「施設等」という。）に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事業。

### (指定管理者)

第5条 火葬場の維持管理・運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

### (指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関すること。
- (3) 施設等の維持管理・運営に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、火葬場を管理しなければならない。

### (開場時間)

第7条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ管理者の承認を得て、開場時間を変更することができる。

### (休場日)

第8条 火葬場の休場日は、1月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上特に必要があると認める場合は、あらかじめ管理者の承認を得て、臨時に休場し、又は開場することができる。

(使用許可)

第9条 火葬炉、待合室、多目的室（付随する遺族控室を含む。以下同じ。）、霊安室又は動物炉を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 待合室、多目的室及び霊安室の使用の許可を受けようとする者は、火葬炉を使用する者に限る。

3 動物炉の使用の許可を受けようとする者は、岸和田市又は貝塚市（以下「関係市」という。）に住所がある者に限る。ただし、関係市の区域外に住所がある場合であって、関係市が使用する権利を有すると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は前3項の許可に際し、管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(4) 施設の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しを受けた者に生じた損害については、岸和田市貝塚市広域事務組合及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、火葬場の使用の許可を受ける際に、別表1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、関係市が直営によって収集し、又は委託して収集した所有者不明の犬、猫又はこれらに類するものについては、この限りではない。

(手数料)

第13条 火葬及び分骨証明書の発行手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(使用料及び手数料の減免)

第14条 管理者は特別の理由があると認めるときは、前2条の使用料及び手数料を減免することができる。

(使用料及び手数料の還付)

第15条 既納の使用料及び手数料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者等の義務)

第16条 使用者及び来場者は、施設等を十分な注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第11条に規定する使用の停止若しくは使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、火葬場を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第18条 施設等を毀損し、又は滅失したときは、管理者の定める損害額を賠償しなければならない。

2 管理者は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第19条 火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 伝染性疾患があると認められる者
- (2) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 指定管理者が行う使用許可等に関する業務について必要な準備行為は、施行日前においても前項において指定した指定管理者に行わせることができる。

別表 1（第12条関係）

| 火葬区分    |              | 単位               | 使用料     |          |
|---------|--------------|------------------|---------|----------|
|         |              |                  | 市内      | 市外       |
| 火葬炉     | 大人           | 1 体              | 20,000円 | 100,000円 |
|         | 小人（12歳未満の者）  | 1 体              | 10,000円 | 50,000円  |
|         | 妊娠 4 箇月以上の死胎 | 1 胎              | 4,000円  | 20,000円  |
|         | 改葬遺骨         | 1 件              | 10,000円 | 50,000円  |
|         | 人体の一部        | 1 個              | 1,500円  | 7,500円   |
|         | 妊娠 4 箇月未満の死胎 | 1 胎              | 1,500円  | 7,500円   |
|         | 胞衣           | 1 個              | 1,500円  | 7,500円   |
|         | 産汚物等         | 1 容器<br>(18リットル) | 1,500円  | 7,500円   |
| 動物炉     | 愛玩動物等        | 1 体              | 1,000円  | —        |
| 多目的室    |              | 1 室（3 時間）        | 3,000円  | 15,000円  |
| 待合室・霊安室 |              | —                | 無料      | 無料       |

## 備考

- 1 この表において、「市内」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める住所又は所在地が関係市にある場合及び第 9 条第 3 項ただし書に規定する場合をいうものとし、「市外」とはそれ以外の場合をいう。
  - (1) 大人及び小人 法第 8 条に規定する火葬許可証に記載の死亡者又は申請者の住所
  - (2) 妊娠 4 箇月以上の死胎 法第 8 条に規定する火葬許可証に記載の父、母又は申請者の住所
  - (3) 改葬遺骨 法第 8 条に規定する改葬許可証に記載の死亡者又は申請者の住所
  - (4) 人体の一部 病院等の所在地又は人体の一部を失った者の住所
  - (5) 妊娠 4 箇月未満の死胎 病院等の所在地
  - (6) 胞衣 病院等の所在地
  - (7) 産汚物等 病院等の所在地
  - (8) 多目的室 (1) から (7) の住所又は所在地
- 2 1 回の出産により生じた 2 個以上の胞衣を同時に取り扱うときはこれを 1 個とみなし、産汚物及びその付着した布、綿又は紙類と胞衣とを同時に取り扱うときは、胞衣に関する使用料のみを徴収する。

別表 2（第13条関係）

| 区分        | 単位  | 手数料  |
|-----------|-----|------|
| 火葬及び分骨証明書 | 1 通 | 300円 |



# 令和 7 年度 予 算 書

岸和田市貝塚市清掃施設組合



## 議案第 3 号

### 令和 7 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計予算

令和 7 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,122,519 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者職務代理者

副管理者 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

| 款           | 項      | 金 額       |
|-------------|--------|-----------|
| 1. 分担金      |        | 2,821,017 |
|             | 1. 分担金 | 2,821,017 |
| 2. 使用料及び手数料 |        | 409,611   |
|             | 1. 使用料 | 1,522     |
|             | 2. 手数料 | 408,089   |
| 3. 繰越金      |        | 1         |
|             | 1. 繰越金 | 1         |
| 4. 諸収入      |        | 303,690   |
|             | 1. 雑入  | 303,690   |
| 5. 組合債      |        | 588,200   |
|             | 1. 組合債 | 588,200   |
| 歳 入 合 計     |        | 4,122,519 |

歳 出

(単位 千円)

| 款      | 項      | 金 額       |
|--------|--------|-----------|
| 1. 議会費 |        | 3,638     |
|        | 1. 議会費 | 3,638     |
| 2. 総務費 |        | 3,620,518 |
|        | 1. 総務費 | 263,842   |
|        | 2. 施設費 | 3,356,676 |
| 3. 公債費 |        | 495,363   |
|        | 1. 公債費 | 495,363   |
| 4. 予備費 |        | 3,000     |
|        | 1. 予備費 | 3,000     |
| 歳 出    | 合 計    | 4,122,519 |

第2表 債務負担行為

| 事 項                                | 期 間                 | 限 度 額        |
|------------------------------------|---------------------|--------------|
| 財務会計システム更新                         | 令和7年度から<br>令和13年度まで | 千円<br>10,867 |
| 斎場整備運営事業に係る維持管理<br>・運営モニタリング支援業務委託 | 令和7年度から<br>令和9年度まで  | 9,900        |

第3表 地 方 債

| 起債の<br>目 的                  | 限度額           | 起債の方法                                                                   | 利率                                                                                                    | 償 還 の 方 法         |            |           |                                                   |                                          | 備考 |
|-----------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------|-----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|----|
|                             |               |                                                                         |                                                                                                       | 区分                | 償還<br>期限   | 据置<br>期間  | 償還方法                                              | その他                                      |    |
| 清掃施設<br>整備事業                | 千円<br>453,200 | 普通貸借又は証<br>券発行ただし事<br>業の進捗状況に<br>より起債額の全<br>部又は一部を起<br>債前借すること<br>ができる。 | 10%以内<br>(ただし、利率見直し方<br>式で借り入れる政府資金<br>及び地方公共団体金融機<br>構資金について、利率の<br>見直しを行った後におい<br>ては、当該見直し後の利<br>率) | 政 府<br>銀 行<br>その他 | 30 年<br>以内 | 5 年<br>以内 | 年賦、半年<br>賦、元金均<br>等若しくは<br>元利均等償<br>還又は満期<br>一括償還 | 必要に応じ<br>て繰上償還<br>又は借り換<br>えることが<br>できる。 |    |
| クリーン<br>センター<br>大規模改<br>修事業 | 135,000       | 普通貸借又は証<br>券発行ただし事<br>業の進捗状況に<br>より起債額の全<br>部又は一部を起<br>債前借すること<br>ができる。 | 10%以内<br>(ただし、利率見直し方<br>式で借り入れる政府資金<br>及び地方公共団体金融機<br>構資金について、利率の<br>見直しを行った後におい<br>ては、当該見直し後の利<br>率) | 政 府<br>銀 行<br>その他 | 30 年<br>以内 | 5 年<br>以内 | 年賦、半年<br>賦、元金均<br>等若しくは<br>元利均等償<br>還又は満期<br>一括償還 | 必要に応じ<br>て繰上償還<br>又は借り換<br>えることが<br>できる。 |    |



# 予 算 に 関 す る 説 明 書

## 目 次

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| は し が き         | ―― | 9  |
| 1 総 括           | ―― | 10 |
| 2 歳 入           | ―― | 12 |
| 3 歳 出           | ―― | 16 |
| 0 1 議 会 費       | ―― | 16 |
| 0 2 総 務 費       | ―― | 16 |
| 0 3 公 債 費       | ―― | 22 |
| 0 4 予 備 費       | ―― | 24 |
| 継 続 費 調 書       | ―― | 27 |
| 債 務 負 担 行 為 調 書 | ―― | 28 |
| 地 方 債 調 書       | ―― | 30 |
| 給 与 費 明 細 書     | ―― | 31 |

## は し が き

- 1 この予算に関する説明書は、地方自治法施行規則第 15 条の 2 による別記様式に基づき作成したものである。
- 2 この予算に関する説明書のうち、前年度予算額は令和6年度当初予算額である。
- 3 歳入歳出予算額は千円単位であるため、千円未満を切り上げ又は切り捨ての処置を行った。
- 4 人件費中職員手当及び共済費は、おおむね次により計算した。

(1) 地 域 手 当 本俸、扶養手当、管理職手当の 100 分の 10

(2) 期 末 及 び 勤 勉 手 当 人事院勧告に基づく基本給月額額の 4.6 月分

(3) 職員共済組合負担金 標準報酬月額額の 1,000 分の 202.5353、追加費用 1 人年間(4月1日の本俸 12 か月分)1,000 分の 13.4、事務費 1 人年間 9,036 円、特定健診 1 人年間 146 円及び6・12 月の期末勤勉手当の 1,000 分の 202.5353

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位 千円)

| 款           | 本年度予算額    | 前年度予算額    | 比較      | 本年度予算<br>構成比(%) |
|-------------|-----------|-----------|---------|-----------------|
| 1. 分担金      | 2,821,017 | 2,488,820 | 332,197 | 68.4            |
| 2. 使用料及び手数料 | 409,611   | 416,615   | △7,004  | 9.9             |
| 3. 繰越金      | 1         | 1         | 0       | 0.0             |
| 4. 諸収入      | 303,690   | 299,360   | 4,330   | 7.4             |
| 5. 組合債      | 588,200   | 455,800   | 132,400 | 14.3            |
| 歳入合計        | 4,122,519 | 3,660,596 | 461,923 | 100.0           |

## 歳 出

(単位 千円)

| 款       | 本 年 度<br>予 算 額 | 前 年 度<br>予 算 額 | 比 較     | 本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳 |         |     |            | 本年度<br>予算構<br>成比(%) |
|---------|----------------|----------------|---------|-----------------------|---------|-----|------------|---------------------|
|         |                |                |         | 特 定 財 源               |         |     | 一 般<br>財 源 |                     |
|         |                |                |         | 国府支出金                 | 地方債     | その他 |            |                     |
| 1. 議会費  | 3,638          | 3,844          | △206    |                       |         |     | 3,638      | 0.1                 |
| 2. 総務費  | 3,620,518      | 3,266,008      | 354,510 |                       | 588,200 |     | 3,032,318  | 87.8                |
| 3. 公債費  | 495,363        | 387,744        | 107,619 |                       |         |     | 495,363    | 12.0                |
| 4. 予備費  | 3,000          | 3,000          | 0       |                       |         |     | 3,000      | 0.1                 |
| 歳 出 合 計 | 4,122,519      | 3,660,596      | 461,923 |                       | 588,200 |     | 3,534,319  | 100.0               |

## 2 歳 入

### (款) 1. 分担金

### (項) 1. 分担金

| 目         | 本 年 度       | 前 年 度       | 比 較      |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 1. 組合市分担金 | 2, 821, 017 | 2, 488, 820 | 332, 197 |
| 計         | 2, 821, 017 | 2, 488, 820 | 332, 197 |

### (款) 2. 使用料及び手数料

### (項) 1. 使用料

| 目        | 本 年 度  | 前 年 度  | 比 較 |
|----------|--------|--------|-----|
| 1. 総務使用料 | 1, 522 | 1, 556 | △34 |
| 計        | 1, 522 | 1, 556 | △34 |

### (款) 2. 使用料及び手数料

### (項) 2. 手数料

| 目        | 本 年 度    | 前 年 度    | 比 較     |
|----------|----------|----------|---------|
| 1. 焼却手数料 | 408, 089 | 415, 059 | △6, 970 |
| 計        | 408, 089 | 415, 059 | △6, 970 |

### (款) 3. 繰越金

### (項) 1. 繰越金

| 目      | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 |
|--------|-------|-------|-----|
| 1. 繰越金 | 1     | 1     | 0   |
| 計      | 1     | 1     | 0   |

### (款) 4. 諸収入

### (項) 1. 雑入

| 目     | 本 年 度    | 前 年 度    | 比 較    |
|-------|----------|----------|--------|
| 1. 雑入 | 303, 690 | 299, 360 | 4, 330 |
| 計     | 303, 690 | 299, 360 | 4, 330 |

### (款) 5. 組合債

### (項) 1. 組合債

| 目            | 本 年 度    | 前 年 度    | 比 較      |
|--------------|----------|----------|----------|
| 1. 清掃施設整備事業債 | 588, 200 | 455, 800 | 132, 400 |

(単位 千円)

| 節         |           | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区 分       | 金 額       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1. 組合市分担金 | 2,821,017 | <p>岸和田市・貝塚市分担金<br/>令和2年10月1日国勢調査 275,101人</p> <p>岸和田市 190,658人(69.30%)</p> <p>貝塚市 84,443人(30.70%)</p> <p>2,821,017千円×2/10×1/2 = 282,101,700円 (A)</p> <p>2,821,017千円×8/10×69.30/100 = 1,563,971,825円 (イ)</p> <p>2,821,017千円×8/10×30.70/100 = 692,841,775円 (ロ)</p> <p>岸和田市分担金 (A+イ) = 1,846,074,000円<br/>(65.44%)</p> <p>貝塚市分担金 (A+ロ) = 974,943,000円<br/>(34.56%)</p> |
|           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(单位 千元)

| 節        |       | 説 明            |
|----------|-------|----------------|
| 区 分      | 金 額   |                |
| 1. 土地使用料 | 493   | 電柱埋設地等使用料 493  |
| 2. 施設使用料 | 1,029 | 附属洗車場使用料 1,029 |
|          |       |                |

(单位 千元)

| 節         |         | 説 明              |
|-----------|---------|------------------|
| 区 分       | 金 額     |                  |
| 1. 廃棄物手数料 | 408,089 | 廃棄物処分手数料 408,089 |
|           |         |                  |

(单位 千元)

| 節      |     | 説 明      |
|--------|-----|----------|
| 区 分    | 金 額 |          |
| 1. 繰越金 | 1   | 前年度繰越金 1 |
|        |     |          |

(単位 千円)

| 節     |         | 説 明        |         |
|-------|---------|------------|---------|
| 区 分   | 金 額     |            |         |
| 1. 雑入 | 303,690 | 金属類等売払収入   | 68,787  |
|       |         | 電力売払収入     | 216,315 |
|       |         | その他雑収入     | 1,003   |
|       |         | 再商品化合理化拠出金 | 17,585  |
|       |         |            |         |

(单位 千元)

| 節            |         | 説 明                                   |
|--------------|---------|---------------------------------------|
| 区 分          | 金 額     |                                       |
| 1. 清掃施設整備事業債 | 588,200 | 大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債<br>13,700 |

| 目 | 本 年 度   | 前 年 度   | 比 較     |
|---|---------|---------|---------|
|   |         |         |         |
| 計 | 588,200 | 455,800 | 132,400 |

(単位 千円)

| 節   |     | 説 明                      |
|-----|-----|--------------------------|
| 区 分 | 金 額 |                          |
|     |     | ごみ処理施設増設事業債 439,500      |
|     |     | クリーンセンター大規模改修事業債 135,000 |
|     |     |                          |

### 3 歳 出

#### (款) 1. 議会費

#### (項) 1. 議会費

| 目      | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較  | 本 年 度 の 財 源 内 訳 |     |     |       |
|--------|-------|-------|------|-----------------|-----|-----|-------|
|        |       |       |      | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源  |
|        |       |       |      | 国府支出金           | 地方債 | その他 |       |
| 1. 議会費 | 3,638 | 3,844 | △206 |                 |     |     | 3,638 |
| 計      | 3,638 | 3,844 | △206 |                 |     |     | 3,638 |

#### (款) 2. 総務費

#### (項) 1. 総務費

| 目        | 本 年 度   | 前 年 度   | 比 較    | 本 年 度 の 財 源 内 訳 |     |     |         |
|----------|---------|---------|--------|-----------------|-----|-----|---------|
|          |         |         |        | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源    |
|          |         |         |        | 国府支出金           | 地方債 | その他 |         |
| 1. 総務管理費 | 263,615 | 241,424 | 22,191 |                 |     |     | 263,615 |

(単位 千円)

| 節         |       | 説 明                                  |             |
|-----------|-------|--------------------------------------|-------------|
| 区 分       | 金 額   | 事 業 別 区 分                            | 内 訳         |
| 1. 報酬     | 1,859 | 00000001<br>議員報酬等<br>(総務課)<br>2,580  | 1 報酬 1,859  |
| 3. 職員手当等  | 721   |                                      | 議員報酬 1,859  |
| 8. 旅費     | 640   |                                      | 3 職員手当等 721 |
| 9. 交際費    | 30    | 00000002<br>議会運営事業<br>(総務課)<br>1,058 | 議員期末手当 721  |
| 10. 需用費   | 20    |                                      | 8 旅費 640    |
| 11. 役務費   | 363   |                                      | 費用弁償 560    |
| 17. 備品購入費 | 5     |                                      | 普通旅費 80     |
|           |       |                                      | 9 交際費 30    |
|           |       |                                      | 交際費 30      |
|           |       |                                      | 10 需用費 20   |
|           |       |                                      | 消耗品費 20     |
|           |       |                                      | 11 役務費 363  |
|           |       |                                      | 手数料 85      |
|           |       |                                      | 筆耕翻訳料 278   |
|           |       |                                      | 17 備品購入費 5  |
|           |       |                                      | 図書購入費 5     |

(単位 千円)

| 節              |        | 説 明                                   |                      |
|----------------|--------|---------------------------------------|----------------------|
| 区 分            | 金 額    | 事 業 別 区 分                             | 内 訳                  |
| 1. 報酬          | 13,511 | 00000003<br>職員給与費<br>(総務課)<br>225,491 | 1 報酬 13,376          |
| 2. 給料          | 94,625 |                                       | 特別職報酬 325            |
| 3. 職員手当等       | 78,962 |                                       | 会計年度任用職員報酬 12,807    |
| 4. 共済費         | 38,496 |                                       | 会計年度任用職員超過勤務報酬 244   |
| 5. 災害補償費       | 200    |                                       | 2 給料 94,625          |
| 7. 報償費         | 17     |                                       | 一般職給 94,625          |
| 8. 旅費          | 1,213  |                                       | 3 職員手当等 78,962       |
| 9. 交際費         | 20     |                                       | 扶養手当 3,450           |
| 10. 需用費        | 11,924 |                                       | 管理職手当 4,572          |
| 11. 役務費        | 8,203  |                                       | 地域手当 10,265          |
| 12. 委託料        | 10,559 |                                       | 住居手当 3,024           |
| 13. 使用料及び賃借料   | 3,188  |                                       | 超過勤務手当 2,990         |
| 15. 原材料費       | 40     |                                       | 特殊勤務手当 247           |
| 17. 備品購入費      | 372    |                                       | 通勤手当 3,721           |
| 18. 負担金補助及び交付金 | 2,285  |                                       | 期末勤勉手当 43,283        |
|                |        |                                       | 児童手当 2,880           |
|                |        |                                       | 会計年度任用職員期末勤勉手当 4,530 |
|                |        |                                       | 4 共済費 38,496         |
|                |        |                                       | 健康保険組合負担金 163        |
|                |        |                                       | 職員共済組合等負担金 37,584    |
|                |        |                                       | 公務災害補償負担金 749        |
|                |        |                                       | 18 負担金補助及び交付金 32     |
|                |        |                                       | 負担金 32               |



(単位 千円)

| 節   |     | 説 明                                          |                                                                             |
|-----|-----|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分                                    | 内 訳                                                                         |
|     |     | 00000004<br>総務管理事業<br>(総務課)<br><br>18,137    | 5 災害補償費 200<br>公務災害補償費 200                                                  |
|     |     |                                              | 7 報償費 17<br>報償費 17                                                          |
|     |     |                                              | 8 旅費 1,163<br>費用弁償 529<br>普通旅費 634                                          |
|     |     |                                              | 9 交際費 20<br>交際費 20                                                          |
|     |     |                                              | 10 需用費 3,618<br>消耗品費 1,683<br>燃料費 512<br>印刷製本費 1,009<br>光熱水費 314<br>修繕料 100 |
|     |     |                                              | 11 役務費 8,104<br>通信運搬費 2,687<br>手数料 1,137<br>保険料 4,280                       |
|     |     |                                              | 12 委託料 1,243<br>その他の委託料 1,243                                               |
|     |     |                                              | 13 使用料及び賃借料 1,147<br>その他の使用料及び賃借料 1,147                                     |
|     |     |                                              | 17 備品購入費 372<br>庁用器具費 322<br>図書購入費 50                                       |
|     |     |                                              | 18 負担金補助及び交付金 2,253<br>負担金 1,953<br>補助金 300                                 |
|     |     | 00000010<br>電算システム運用事業<br>(総務課)<br><br>7,417 | 11 役務費 27<br>手数料 27                                                         |
|     |     |                                              | 12 委託料 5,428<br>その他の委託料 5,428                                               |
|     |     |                                              | 13 使用料及び賃借料 1,962<br>その他の使用料及び賃借料 1,962                                     |
|     |     | 00000008<br>リサイクル啓発事業<br>(総務課)<br><br>1,286  | 10 需用費 799<br>消耗品費 682<br>印刷製本費 112<br>修繕料 5                                |
|     |     |                                              | 12 委託料 368<br>その他の委託料 368                                                   |
|     |     |                                              | 13 使用料及び賃借料 79<br>その他の使用料及び賃借料 79                                           |
|     |     |                                              | 15 原材料費 40<br>原材料費 40                                                       |

| 目         | 本 年 度    | 前 年 度    | 比 較     | 本 年 度 の 財 源 内 訳 |     |     |          |
|-----------|----------|----------|---------|-----------------|-----|-----|----------|
|           |          |          |         | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源     |
|           |          |          |         | 国府支出金           | 地方債 | その他 |          |
|           |          |          |         |                 |     |     |          |
| 2. 公平委員会費 | 73       | 73       | 0       |                 |     |     | 73       |
| 3. 監査委員費  | 154      | 154      | 0       |                 |     |     | 154      |
| 計         | 263, 842 | 241, 651 | 22, 191 |                 |     |     | 263, 842 |

(款) 2. 総務費

(項) 2. 施設費

| 目        | 本 年 度     | 前 年 度     | 比 較     | 本 年 度 の 財 源 内 訳 |         |     |           |
|----------|-----------|-----------|---------|-----------------|---------|-----|-----------|
|          |           |           |         | 特 定 財 源         |         |     | 一般財源      |
|          |           |           |         | 国府支出金           | 地方債     | その他 |           |
| 1. 施設管理費 | 3,356,676 | 3,024,357 | 332,319 |                 | 588,200 |     | 2,768,476 |

(単位 千円)

| 節              |           | 説 明                                       |                                         |
|----------------|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 区 分            | 金 額       | 事 業 別 区 分                                 | 内 訳                                     |
|                |           | 00000009<br>情報公開・個人情報保護事業<br>(総務課)<br>74  | 1 報酬 54<br>委員報酬 54                      |
|                |           |                                           | 8 旅費 20<br>費用弁償 20                      |
|                |           |                                           |                                         |
|                |           | 00000033<br>指定管理者制度管理事業<br>(総務課)<br>111   | 1 報酬 81<br>委員報酬 81                      |
|                |           |                                           | 8 旅費 30<br>費用弁償 30                      |
|                |           |                                           |                                         |
|                |           | 00000034<br>火葬施設管理運営事業<br>(総務課)<br>11,099 | 10 需用費 7,507<br>燃料費 2,009<br>光熱水費 5,498 |
|                |           |                                           | 11 役務費 72<br>保険料 72                     |
|                |           |                                           | 12 委託料 3,520<br>その他の委託料 3,520           |
|                |           |                                           |                                         |
| 1. 報酬<br>8. 旅費 | 63<br>10  | 00000011<br>委員報酬<br>(総務課)<br>63           | 1 報酬 63<br>委員報酬 63                      |
|                |           |                                           |                                         |
|                |           | 00000012<br>公平委員会事業<br>(総務課)<br>10        | 8 旅費 10<br>費用弁償 10                      |
| 1. 報酬<br>8. 旅費 | 144<br>10 | 00000013<br>委員報酬<br>(総務課)<br>144          | 1 報酬 144<br>委員報酬 144                    |
|                |           |                                           |                                         |
|                |           | 00000014<br>監査事業<br>(総務課)<br>10           | 8 旅費 10<br>費用弁償 10                      |
|                |           |                                           |                                         |

(単位 千円)

| 節                                                                                                                                           |                                                                                                | 説 明                                          |                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 区 分                                                                                                                                         | 金 額                                                                                            | 事 業 別 区 分                                    | 内 訳                                                                     |
| 7. 報償費<br>8. 旅費<br>10. 需用費<br>11. 役務費<br>12. 委託料<br>13. 使用料及び賃<br>借料<br>14. 工事請負費<br>15. 原材料費<br>17. 備品購入費<br>18. 負担金補助及<br>び交付金<br>26. 公課費 | 36<br>20<br>593,219<br>51,517<br>1,047,182<br>53<br>1,263,875<br>398,172<br>2,293<br>55<br>254 | 00000015<br>施設管理運営事業<br>(環境技術課)<br>1,538,250 | 7 報償費 36<br>報償費 36                                                      |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              | 8 旅費 20<br>費用弁償 20                                                      |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              | 10 需用費 421,743<br>消耗品費 308,037<br>燃料費 19,558<br>印刷製本費 94<br>光熱水費 94,054 |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              | 11 役務費 51,517<br>通信運搬費 49,911<br>手数料 1,580<br>保険料 26                    |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |
|                                                                                                                                             |                                                                                                |                                              |                                                                         |



(単位 千円)

| 節   |     | 説 明                                                |                                                        |
|-----|-----|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 区 分 | 金 額 | 事 業 別 区 分                                          | 内 訳                                                    |
|     |     |                                                    | 12 委託料 1,016,361<br>施設維持業務委託料 1,016,361                |
|     |     |                                                    | 13 使用料及び賃借料 53<br>その他の使用料及び賃借料 53                      |
|     |     |                                                    | 15 原材料費 45,918<br>原材料費 45,918                          |
|     |     |                                                    | 17 備品購入費 2,293<br>庁用器具費 340<br>機械器具費 1,903<br>図書購入費 50 |
|     |     |                                                    | 18 負担金補助及び交付金 55<br>負担金 55                             |
|     |     |                                                    | 26 公課費 254<br>公課費 254                                  |
|     |     | 00000016<br>大阪湾圏域広域処理場整備事業<br>(環境技術課)<br>15,333    | 12 委託料 15,333<br>その他の委託料 15,333                        |
|     |     | 00000017<br>クリーンセンター維持補修事業<br>(環境技術課)<br>1,803,093 | 10 需用費 171,476<br>修繕料 171,476                          |
|     |     |                                                    | 12 委託料 15,488<br>その他の委託料 15,488                        |
|     |     |                                                    | 14 工事請負費 1,263,875<br>工事費 1,263,875                    |
|     |     |                                                    | 15 原材料費 352,254<br>原材料費 352,254                        |
|     |     |                                                    |                                                        |

(単位 千円)

| 節              |         | 説 明                                       |                                        |
|----------------|---------|-------------------------------------------|----------------------------------------|
| 区 分            | 金 額     | 事 業 別 区 分                                 | 内 訳                                    |
| 22. 償還金利子及び割引料 | 468,169 | 00000022<br>長期償元金償還事業<br>(総務課)<br>468,169 | 22 償還金利子及び割引料 468,169<br>償還金 468,169   |
| 22. 償還金利子及び割引料 | 27,194  | 00000023<br>長期償利子償還事業<br>(総務課)<br>27,194  | 22 償還金利子及び割引料 27,194<br>利子及び割引料 27,194 |
|                |         |                                           |                                        |

## (款) 4. 予備費

## (項) 1. 予備費

| 目      | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 |     |     |       |
|--------|-------|-------|-----|-----------------|-----|-----|-------|
|        |       |       |     | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源  |
|        |       |       |     | 国府支出金           | 地方債 | その他 |       |
| 1. 予備費 | 3,000 | 3,000 | 0   |                 |     |     | 3,000 |
| 計      | 3,000 | 3,000 | 0   |                 |     |     | 3,000 |

(単位 千円)

| 節       |       | 説 明                               |                           |
|---------|-------|-----------------------------------|---------------------------|
| 区 分     | 金 額   | 事 業 別 区 分                         | 内 訳                       |
| 29. 予備費 | 3,000 | 00000024<br>予備費<br>(総務課)<br>3,000 | 29 予備費 3,000<br>予備費 3,000 |
|         |       |                                   |                           |

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の執行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

| 款      | 項      | 事業名                             | 全 体 計 画 |           |             |            |            |           |            |         |         |         | 前年度末までの支出額<br>千円 | 前年度末までの支出額<br>千円 | 当該年度末の支出額<br>千円 | 当該年度末までの支出額<br>千円 | 翌年度以降の支出額<br>千円 | 継続費に<br>対する<br>率<br>% |
|--------|--------|---------------------------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|------------|---------|---------|---------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------------|
|        |        |                                 | 年度      | 年割額<br>千円 | 左 の 財 源 内 訳 |            |            |           |            |         |         |         |                  |                  |                 |                   |                 |                       |
|        |        |                                 |         |           | 特 定 財 源     |            |            |           |            |         |         |         |                  |                  |                 |                   |                 |                       |
|        |        |                                 |         |           | 国庫支出金<br>千円 | 府支出金<br>千円 | 特定財源<br>千円 | その他<br>千円 | 一般財源<br>千円 |         |         |         |                  |                  |                 |                   |                 |                       |
| 02 総務費 | 02 施設費 | クリーンセンター大規模改修事業<br>(リサイクルプラザ棟外) | 6       | 200,000   |             |            | 180,000    |           | 20,000     | 200,000 |         | 200,000 |                  | 200,000          |                 | 40.00             |                 |                       |
|        |        |                                 | 7       | 150,000   |             |            | 135,000    |           | 15,000     |         | 150,000 | 150,000 |                  |                  |                 | 30.00             |                 |                       |
|        |        |                                 | 8       | 150,000   |             |            | 135,000    |           | 15,000     |         |         |         | 150,000          |                  |                 | 30.00             |                 |                       |
|        |        |                                 | 計       | 500,000   |             |            | 450,000    |           | 50,000     | 0       | 200,000 | 350,000 | 150,000          | 150,000          | 100.00          |                   |                 |                       |

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

| 事 項                      | 限 度 額     | 前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額 |         | 当 該 年 度 予 定 支 出 の 額 |           | 左 の 財 源 内 訳                                              |      |     |       |           |
|--------------------------|-----------|-----------------------------|---------|---------------------|-----------|----------------------------------------------------------|------|-----|-------|-----------|
|                          |           | 期 間                         | 金 額     | 期 間                 | 金 額       | 特 定 財 源                                                  |      |     |       | 一 般 財 源   |
|                          |           |                             |         |                     |           | 国庫支出金                                                    | 府支出金 | 地方債 | その他   |           |
| 岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理業務委託料 | 千円        |                             | 千円      |                     | 千円        | 千円                                                       | 千円   | 千円  | 千円    | 千円        |
|                          |           | 令和3年度                       | 0       |                     | 令和7年度     | 735,259                                                  |      |     |       | 735,259   |
|                          | 3,540,339 | 令和4年度                       | 605,000 |                     | 令和8年度     | 764,669                                                  |      |     |       | 764,669   |
|                          |           | 令和5年度                       | 628,318 |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
|                          |           | 令和6年度                       | 706,980 |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
| 岸和田市貝塚市斎場管理運営業務委託        | 1,852,245 | 令和4年度から令和6年度まで              | 0       | 令和7年度から令和22年度まで     | 1,852,245 | ただし、物価変動等並びに消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額 |      |     |       | 1,852,245 |
|                          |           |                             |         |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
|                          |           |                             |         |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
|                          |           |                             |         |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
|                          |           |                             |         |                     |           |                                                          |      |     |       |           |
| 財務会計システム更新               | 10,867    |                             |         |                     | 令和7年度     | 0                                                        |      |     |       | 0         |
|                          |           |                             |         |                     | 令和8年度     | 4,855                                                    |      |     |       | 4,855     |
|                          |           |                             |         |                     | 令和9年度     | 1,336                                                    |      |     |       | 1,336     |
|                          |           |                             |         |                     | 令和10年度    | 1,336                                                    |      |     |       | 1,336     |
|                          |           |                             |         |                     | 令和11年度    | 1,336                                                    |      |     |       | 1,336     |
|                          |           |                             |         | 令和12年度              | 1,336     |                                                          |      |     | 1,336 |           |
|                          |           |                             |         | 令和13年度              | 668       |                                                          |      |     |       | 668       |

| 事 項                                    | 限 度 額 | 前 年 度 ( 見 込 ) の 額 |     | 当 該 年 度 予 定 の 額 |       | 左 の 財 源 内 訳 |      |     |     |         |
|----------------------------------------|-------|-------------------|-----|-----------------|-------|-------------|------|-----|-----|---------|
|                                        |       | 期 間               | 金 額 | 期 間             | 金 額   | 特 定 財 源     |      |     |     | 一 般 財 源 |
|                                        |       |                   |     |                 |       | 国庫支出金       | 府支出金 | 地方債 | その他 |         |
| 斎場整備運営事業に係る<br>維持管理・運営モニタリン<br>グ支援業務委託 | 9,900 |                   |     | 令和7年度           | 3,520 |             |      |     |     | 3,520   |
|                                        |       |                   |     | 令和8年度           | 3,190 |             |      |     |     | 3,190   |
|                                        |       |                   |     | 令和9年度           | 3,190 |             |      |     |     | 3,190   |

3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

| 区 分                          | 前前年度末現在高<br>千円 | 前 年 度 末<br>現 在 高 見 込 額<br>千円 | 当 該 年 度 中 増 減 見 込 額          |                              |                                | 当該年度末現在高<br>見 込 額<br>千円 |
|------------------------------|----------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
|                              |                |                              | 当 該 年 度 中<br>起 債 見 込 額<br>千円 | 当 該 年 度 中<br>償 還 見 込 額<br>千円 | 当 該 年 度 中<br>金 償 還 見 込 額<br>千円 |                         |
| 1 普 通 債                      |                |                              |                              |                              |                                |                         |
| (1) 最終処分施設整備事業債              | 74,014         | 78,920                       | 13,700                       |                              | 5,738                          | 86,882                  |
| (2) ごみ処理施設増設事業債              | 1,586,609      | 1,738,840                    | 439,500                      |                              | 185,981                        | 1,992,359               |
| (3) 改 良 事 業 債<br>ごみ処理施設基幹的設備 | 2,286,383      | 2,142,807                    | 0                            |                              | 217,258                        | 1,925,549               |
| (4) クリーンセンター<br>大規模改修事業債     | 663,100        | 843,100                      | 135,000                      |                              | 9,180                          | 968,920                 |
| 計                            | 4,610,106      | 4,803,667                    | 588,200                      |                              | 418,157                        | 4,973,710               |
| 2 災 害 復 旧 債                  |                |                              |                              |                              |                                |                         |
| (1) 廃棄物処理施設<br>災害復旧事業債       | 300,572        | 250,562                      | 0                            |                              | 50,012                         | 200,550                 |
| 計                            | 300,572        | 250,562                      | 0                            |                              | 50,012                         | 200,550                 |
| 合 計                          | 4,910,678      | 5,054,229                    | 588,200                      |                              | 468,169                        | 5,174,260               |

#### 4) 給与費明細書

##### 1 特別職

| 区 分   | 職 員 数 | 給 与    |           |         |           | 合 計       | 備 考 |
|-------|-------|--------|-----------|---------|-----------|-----------|-----|
|       |       | 報 酬    | 給 料       | 職 員 手 当 | 費 計       |           |     |
| 本 年 度 | 長 等   | 2<br>人 | 325<br>千円 | 0<br>千円 | 325<br>千円 | 325<br>千円 |     |
|       | 議 員   | 14     | 1,859     | 721     | 2,580     | 2,580     |     |
|       | そ の 他 | 15     | 342       | 0       | 342       | 342       |     |
|       | 計     | 31     | 2,526     | 721     | 3,247     | 3,247     |     |
| 前 年 度 | 長 等   | 2      | 300       | 0       | 300       | 300       |     |
|       | 議 員   | 14     | 1,859     | 721     | 2,580     | 2,580     |     |
|       | そ の 他 | 12     | 261       | 0       | 261       | 261       |     |
|       | 計     | 28     | 2,420     | 721     | 3,141     | 3,141     |     |
| 比 較   | 長 等   | 0      | 25        | 0       | 25        | 25        |     |
|       | 議 員   | 0      | 0         | 0       | 0         | 0         |     |
|       | そ の 他 | 3      | 81        | 0       | 81        | 81        |     |
|       | 計     | 3      | 106       | 0       | 106       | 106       |     |

2 一 般 職

(1) 総 括

| 区 分   | 職 員 数 |                   | 給 与    |        |         | 共 済 費  | 合 計     | 備 考 |
|-------|-------|-------------------|--------|--------|---------|--------|---------|-----|
|       | 職 員   | 会 計 年 度 任 用 職 員 数 | 報 酬    | 給 料    | 職 員 手 当 |        |         |     |
| 本 年 度 | 22    | (5)               | 13,051 | 94,625 | 78,962  | 38,496 | 225,134 |     |
| 前 年 度 | 21    | (5)               | 11,914 | 92,111 | 70,275  | 36,058 | 210,358 |     |
| 比 較   | 1     | 0                 | 1,137  | 2,514  | 8,687   | 2,438  | 14,776  |     |

( )内はパートタイム会計年度任用職員

| 職 員 手 当<br>の 内 訳 | 区 分   | 扶 養 手 当 | 管 理 職 手 当 | 地 域 手 当 | 住 居 手 当 | 超 過 勤 務 手 当 | 特 殊 勤 務 手 当 | 期 末 勤 勉 手 当 | 児 童 当 手 当 | 会 計 年 度 任 用 職 員 手 当 |
|------------------|-------|---------|-----------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------------------|
|                  | 本 年 度 | 3,450   | 4,572     | 10,265  | 3,024   | 2,990       | 247         | 43,283      | 2,880     | 4,530               |
|                  | 前 年 度 | 3,006   | 5,256     | 6,023   | 3,024   | 2,721       | 175         | 39,898      | 1,920     | 4,394               |
|                  | 比 較   | 444     | △ 684     | 4,242   | 0       | 269         | 72          | 3,385       | 960       | 136                 |

2 一 般 職

ア 会計年度任用職員以外の職員

| 区 分   | 職員数     | 給 与     |              |              |               | 共 済 費        | 合 計           | 備 考 |
|-------|---------|---------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|-----|
|       |         | 報 酬     | 給 料          | 職 員 手 当      | 費 計           |              |               |     |
| 本 年 度 | 人<br>22 | 千円<br>0 | 千円<br>94,625 | 千円<br>74,432 | 千円<br>169,057 | 千円<br>35,800 | 千円<br>204,857 |     |
| 前 年 度 | 21      | 0       | 92,111       | 65,881       | 157,992       | 33,385       | 191,377       |     |
| 比 較   | 1       | 0       | 2,514        | 8,551        | 11,065        | 2,415        | 13,480        |     |

| 職 員 手 当<br>の 内 訳 | 区 分   | 扶 養 手 当     | 管 理 職 手 当   | 地 域 手 当      | 住 居 手 当     | 超 過 勤 務 当 手 | 特 殊 勤 務 当 手 | 通 勤 手 当     | 期 末 勤 務 手 当  | 児 童 等 当 手   |
|------------------|-------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|                  | 本 年 度 | 千円<br>3,450 | 千円<br>4,572 | 千円<br>10,265 | 千円<br>3,024 | 千円<br>2,990 | 千円<br>247   | 千円<br>3,721 | 千円<br>43,283 | 千円<br>2,880 |
|                  | 前 年 度 | 3,006       | 5,256       | 6,023        | 3,024       | 2,721       | 175         | 3,858       | 39,898       | 1,920       |
|                  | 比 較   | 444         | △ 684       | 4,242        | 0           | 269         | 72          | △ 137       | 3,385        | 960         |

2 一 般 職

イ 会計年度任用職員

| 区 分   | 職 員 数    | 給 与          |         |             |              | 共 済 費       | 合 計          | 備 考 |
|-------|----------|--------------|---------|-------------|--------------|-------------|--------------|-----|
|       |          | 報 酬          | 給 料     | 職 員 手 当     | 計            |             |              |     |
| 本 年 度 | 人<br>(5) | 千円<br>13,051 | 千円<br>0 | 千円<br>4,530 | 千円<br>17,581 | 千円<br>2,696 | 千円<br>20,277 |     |
| 前 年 度 | (5)      | 11,914       | 0       | 4,394       | 16,308       | 2,673       | 18,981       |     |
| 比 較   | 0        | 1,137        | 0       | 136         | 1,273        | 23          | 1,296        |     |

( )内はパートタイム会計年度任用職員

| 職員手当<br>の内訳 | 区 分   | 期 末 勉 当     |
|-------------|-------|-------------|
|             | 本 年 度 | 千円<br>4,530 |
|             | 前 年 度 | 4,394       |
|             | 比 較   | 136         |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分  | 増 減 額 | 増減額の増減事由別内訳 | 説 明       | 備 考                                                                                                                    |
|------|-------|-------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報 酬  | 1,137 | 1 昇給に伴う増加分  |           |                                                                                                                        |
| 給 料  | 2,514 | 1 昇給に伴う増加分  |           | 平均昇給率 1.50%<br>昇給に係る職員数<br>〔 本年度 22人<br>前年度 21人<br>増 減 1人 〕                                                            |
|      |       | 2 その他の増減分   | 新陳代謝等に係る分 | 職員数の異動状況<br>〔 現に在籍する職員数 〕<br>〔 本年度 22人<br>前年度 21人<br>増 減 1人 〕<br>〔 その他 〕<br>〔 計 〕<br>22人<br>21人<br>0人<br>0人<br>1人      |
| 職員手当 | 8,687 | 1 地域手当の増減分  |           | 地域手当の支給率<br>〔 本年度 〕 支給対象地域 全地域 10%<br>〔 前年度 〕 支給率 22人<br>〔 前年度 〕 支給対象地域 全地域 6%<br>〔 前年度 〕 支給率 21人<br>国の指定基準に基づく支給率 12% |

2 一 般 職

| 区 分 | 増 減 額 | 増減額の増減事由別内訳  | 説 明                                                                                        | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 千円    | 千円           | 千円                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     |       | 2 期末勤勉手当の増減分 | 3,521                                                                                      | 期末勤勉手当の支給率<br>職制上の段階、職務の等級等による加算措置<br>本年度 { 支給期 6月 12月 計<br>(2.3) (2.3) (4.6) 有<br>支給率(月) 2.3 2.3 4.6<br>前年度 { 支給期 6月 12月 計<br>(2.25) (2.25) (4.5) 有<br>支給率(月) 2.25 2.25 4.5<br>国の制度 { 支給期 6月 12月 計<br>(2.3) (2.3) (4.6) 有<br>支給率(月) 2.3 2.3 4.6<br>( )内はパートタイム会計年度任用職員 |
|     |       | 3 その他の増減分    | 924 扶養手当 444<br>管理職手当 △ 684<br>住居手当 0<br>超過勤務手当 269<br>特殊勤務手当 72<br>通勤手当 △ 137<br>児童手当 960 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

| 区 分            |         | 一般行政職     |
|----------------|---------|-----------|
| 令和7年<br>1月1日現在 | 平均給料月額  | 339,434 円 |
|                | 平 均 年 齢 | 43 - 1 歳  |
| 令和6年<br>1月1日現在 | 平均給料月額  | 346,724 円 |
|                | 平 均 年 齢 | 45 - 6 歳  |

イ 初任給

| 区 分               | 学 歴   | 一般行政職     |
|-------------------|-------|-----------|
| 岸和田市貝塚市<br>清掃施設組合 | 大 学 卒 | 226,700 円 |
|                   | 高 校 卒 | 202,700   |
| 国 の 制 度           | 大 学 卒 | 220,000   |
|                   | 高 校 卒 | 188,000   |

ウ 等級別職員数

| 区 分   | 一般行政職<br>(貝塚市派遣職員以外) |       |            | 一般行政職<br>(貝塚市派遣職員) |       |            |
|-------|----------------------|-------|------------|--------------------|-------|------------|
|       | 等 級                  | 職 員 数 | 構 成 比<br>% | 等 級                | 職 員 数 | 構 成 比<br>% |
| 本 年 度 | 1等級                  | 1 人   | 5.6        | 1級                 | 1 人   | 25.0       |
|       | 2等級                  | 2     | 11.1       | 2級                 | 0     | 0.0        |
|       | 3等級                  | 1     | 5.6        | 3級                 | 1     | 25.0       |
|       | 4等級                  | 3     | 16.7       | 4級                 | 0     | 0.0        |
|       | 5等級                  | 3     | 16.7       | 5級                 | 1     | 25.0       |
|       | 6等級                  | 6     | 33.3       | 6級                 | 0     | 0.0        |
|       | 7等級                  | 2     | 11.1       | 7級                 | 1     | 25.0       |
|       | 8等級                  | 0     | 0.0        | 8級                 | 0     | 0.0        |
|       | 計                    | 18    | 100        | 計                  | 4     | 100        |
| 前 年 度 | 1等級                  | 1     | 5.9        | 1級                 | 1     | 25.0       |
|       | 2等級                  | 2     | 11.8       | 2級                 | 0     | 0.0        |
|       | 3等級                  | 3     | 17.6       | 3級                 | 0     | 0.0        |
|       | 4等級                  | 2     | 11.8       | 4級                 | 1     | 25.0       |
|       | 5等級                  | 3     | 17.6       | 5級                 | 1     | 25.0       |
|       | 6等級                  | 5     | 29.4       | 6級                 | 1     | 25.0       |
|       | 7等級                  | 1     | 5.9        | 7級                 | 0     | 0.0        |
|       | 8等級                  | 0     | 0.0        | 8級                 | 0     | 0.0        |
|       | 計                    | 17    | 100        | 計                  | 4     | 100        |

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員以外)

| 区分       | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級  | 5等級 | 6等級 | 7等級 | 8等級  |
|----------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|
| 標準的な職務内容 | 部長級 | 課長級 | 主幹級 | 担当長級 | 主査  | 主任  |     | 一般職員 |

(等級別の標準的な職務内容:貝塚市派遣職員)

| 区分       | 1級    | 2級 | 3級    | 4級      | 5級       | 6級      | 7級 | 8級   |
|----------|-------|----|-------|---------|----------|---------|----|------|
| 標準的な職務内容 | 部長・参与 | 理事 | 課長・参事 | 課長補佐・主幹 | 係長・主査・主任 | 副主査・副主任 |    | 一般職員 |

エ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

| 区分             | 20年勤続の者<br>月分 | 25年勤続の者<br>月分 | 35年勤続の者<br>月分 | 最高限度<br>月分 | その他の加算措置等                        | 備考 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|------------|----------------------------------|----|
| 支給率等           | 24.586875     | 33.27075      | 47.709        | 47.709     | 定年前早期退職<br>特 例 措 置<br>(2%～45%加算) |    |
| 国の制度<br>(支給率等) | 24.586875     | 33.27075      | 47.709        | 47.709     | 定年前早期退職<br>特 例 措 置<br>(2%～45%加算) |    |

オ 特殊勤務手当

| 区分         | 分 | 全      | 職 | 種 |
|------------|---|--------|---|---|
| 給料総額に對する比率 |   | 0.14   |   | % |
| 特殊勤務手当の名称  |   | ごみ焼却業務 |   |   |

カ その他の手当

| 区 分     | 内 容                                                 | 国の制度との異 | 国の制度と異なる内容                                                                                                                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 貝塚市派遣職員以外                                           | 同 じ     | 配偶者<br>配偶者（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの）<br>子<br>父母等<br>父母等（一般行政職の職員でその職務の等級が1等級のもの）<br>子のうち16歳～22歳の者につき<br>3,000円<br>0円<br>11,500円<br>6,500円<br>3,500円<br>5,000円 加算     |
|         | 貝塚市派遣職員                                             |         | 配偶者<br>配偶者（一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの）<br>子<br>父母等<br>父母等（一般行政職の職員でその職務の級が1級及び2級のもの）<br>子のうち16歳～22歳の者につき<br>3,000円<br>0円<br>11,500円<br>6,500円<br>3,500円<br>5,000円 加算 |
| 住 居 手 当 | 契約者本人で家賃支払い者（限度額28,000円）                            |         | 同 じ                                                                                                                                                                 |
| 通 勤 手 当 | 交通機関利用者 実費（6箇月定期券相当額）を支給<br>交通用具使用者 通勤距離・使用用具に応じて支給 |         | 同 じ                                                                                                                                                                 |



議案第 4 号

公平委員会の委員選任につき  
同意を求めるについて

公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法  
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者職務代理者  
副管理者 酒 井 了

記

1 氏 名 清原 泰司